

## 愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社スニックス

### ②施設・事業所情報

名称：衆善会保育園	種別：保育所	
代表者氏名：園長 神原 典子	定員（利用人数）：100名（114名）	
所在地：愛知県名古屋市中区新栄3丁目33番地11号		
TEL：052-264-4872		
ホームページ： <a href="https://www.syuuzenkai.or.jp/">https://www.syuuzenkai.or.jp/</a>		
<b>【施設・事業所の概要】</b>		
開設年月日 昭和28年7月31日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 衆善会		
職員数	常勤職員：24名	非常勤職員 3名
専門職員	（専門職の名称）	看護師 1名
	保育士・幼稚園教諭 22名	調理師 1名
	栄養士 1名	保育補助 2名
施設・設備の概要	保育室・遊戯室・厨房	保育室6・遊戯室1・厨房1
	全室冷暖房・床暖房	有り

### ③理念・基本方針

#### 【理念】

「一人ひとりを大切にたくましい心と体を育てる」

#### 【基本方針】

- ・心と体の健やかな成長：バランスの取れた生活習慣、身体活動の充実を促進する。
- ・一人ひとりを大切にする保育：個別対応、愛情と尊重をもって自尊心と自己肯定感を育む。
- ・友達との協力と共感：社会性を育成し、感情教育（共感力や思いやりの心）を実施する。
- ・保護者との連携：定期的なコミュニケーションの強化し、保護者支援に積極的に取り組む。

### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・4月から11月まで園庭では裸足保育をする。
- ・外部講師によるECC英語教室、トライアルスポーツ体操教室、学研かがくタイムを取り入れ様々な経験を楽しむ。
- ・ICT導入【コドモン】し保護者との密な連携、保育者の業務改善に取り組む。
- ・不適切保育の防止に努め、業務フロー図、報告書を作成し現状把握を速やかに対応する。
- ・栄養士指導による食育活動、看護師指導による保健活動を1歳児から5歳児まで実施している。
- ・職員は、人権講習・救命講習・不審者訓練など定期的に取り組む。
- ・中・長期計画書を作成し「選ばれる保育園」を目指す。
- ・外国籍子弟、障害児に寄り添い翻訳サービスの導入、障害児巡回指導を活用する。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年6月3日（契約日）～ 令和6年11月29日（評価決定日）  【令和6年9月25日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	1回（平成30年度）

⑥総評

<p><b>【総評】</b>  「みんな仲良く元気よく！！」たくましい体と心を育てることを保育理念に掲げ、時代のニーズに対応できるよう、保育内容・環境の見直しを段階的に進めてきている。保育が豊かに展開されるように保育に適した環境づくりを進め、一人ひとりを大切にする保育を念頭に置き、子どもの人権、主体性・自主性を尊重しながら保育を展開している。また、「残業ゼロ」を目標に職員の働きやすい職場づくりなどが推進され、職員満足度の向上も図られてきている。令和7年4月より、「さくらパンダ保育園」と親しみやすい名称に改め、さらに愛される・選ばれる保育所を目指して、多様な保育ニーズに対応できるように保育実践を積み重ねていこうとしている保育園である。</p> <p>◇特に評価の高い点</p> <p><b>【子どもを尊重した保育の実践】</b>  子どものやってみたいという気持ちを大切に、子どもが自分らしさを発揮して、達成感を持てるように十分配慮された保育が展開され、子どもの思いや願いを十分に受け止めるようにしている。また、マニュアルには状況ごとに「このような言葉は使いません」「このように話します」というカテゴリーで具体的な言葉を一例として掲げて、子どもの人権を守ることができるようにしている。</p> <p><b>【充実した保育環境と積極的な戸外活動】</b>  環境整備に対する意識が高く、園内の整理整頓が行き届いている。冬季においても全保育室に床暖房が導入され、快適な保育環境が整えられている。また、丈夫な体づくりを目指し、薄着と裸足を大切に、全身を使って遊ぶことを大切にしており、プール遊びをはじめ運動遊びや外遊びを重視し、心と体の健やかな成長を図っている。</p> <p><b>【業務の省力化による効果】</b>  保護者連絡アプリを導入し、保護者連絡や登降園管理をはじめ、職員と保護者の両者の負担軽減、緊密な連携に効果が表れている。園の業務もペーパーレスが標準となり、日々の業務の省力化を進め、子どもと向き合う時間の確保につながっている。アプリの機能を使いこなすことにより、「残業ゼロ」に向けて働き方改革を推進している。</p> <p><b>【園長のリーダーシップ】</b>  子どもの活動が保育園の目標に添って豊かに展開されるよう、設備や環境、多様なプログラムを提供できるように整えるとともに、職員の満足度の向上のためにリーダーシップを発揮している。保育園として大切にしたいところを発信し、保育者と協働して方針・理念を実現していこうとする姿勢で組織づくりを行っている。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p><b>【業務マニュアルのさらなる活用】</b>  業務マニュアルは、保育園における主要な業務のすべてにおいて網羅され、誰もが理解しやすいよう、フローチャートなどを取り入れた、わかりやすいマニュアルが策定されている。マニュアルはいつでも確認できる環境は整えられている。今後は、マニュアルを有効活用して、勉強会を通して共通認識を図る取り組みや、マニュアル通りに実践されているかどうかを確認する仕組みの構築を期待したい。</p> <p><b>【目標管理による人材育成】</b>  園長は、定期的なすべての職員と個人面談を行っており、目標や方向性、不安や悩みなどの確認を丁寧に行っている。また、期待する職員像を明確にし、研修機会の充実を図ることにより、人材育成を図っている。今後は、職員のモチベーションをさらに高め職員の定着にもつなげていくため、職員一人ひとりの目標について、進捗状況・達成度の確認を行う目標管理の仕組みについて検討されたい。</p>
--

第三者評価を受け、「福祉のサービスの基本方針」「組織の運営管理」「適切な福祉サービスの実施」「保育内容」と様々な項目の評価を判定していただきました。今後の保育の在り方、保護者・職員間の連携、社会福祉法人としての役割を再認識し、全職員が共有し、時代の流れを見据えながら保育に取り組んでいきたいと思ひます。  
「一人ひとりを大切にたくましい心と体を育てる」理念をモットーに、子ども、保護者、職員が幸せになれることを目標にし、今回の第三者評価を基に益々の保育の充実に努めたいと思ひます。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。  
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-（1） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-（1）-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① ・ b ・ c
<コメント> 理念、基本方針はパンフレットやホームページに掲載している。ホームページは、英語による説明への変更もでき、外国籍の保護者に配慮されている。また、職員向け・保護者向けに資料が作成され、職員に対しては職員会議等で、保護者に対しては入園説明会・入園式等にて説明している。説明後はいつでもアプリを通して確認できるようにしている。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-（1）-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① ・ b ・ c
<コメント> 市や区の園長会、市社協・市保育連盟等の会議や研修会等に参加することにより、社会福祉事業の動向の把握に努め、知り得た情報については、職員会議等にて職員へ周知を図っている。経営状況については、選ばれる保育園になるために必要な改善事項を抽出している。経営状況やコスト面については、税理士の助言を仰ぎながら分析することによって課題の有無を確認し、必要な対策を講じている。			
I-2-（1）-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	① ・ b ・ c
<コメント> 園長は経営の分析結果を法人本部に報告し、理事会を通し役員間でも共有を図っている。保育内容・職員体制・人材育成や設備等の経営課題を職員に周知し、課題解決に向けて中・長期事業計画等に反映させている。経営課題の解決を図るため、年度ごとに策定する短期事業計画において、責任者という役割を様々な職員に振り当てることにより職員間との共有を図りながら協働し、具体的な取り組みを進めている。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-（1） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-（1）-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	① ・ b ・ c
<コメント> 外部環境・内部環境を分析した結果をもとに、園としての中・長期事業計画を策定している。法人の中・長期事業計画をふまえ選ばれる保育園となるために、園の方向性・重点課題を明確にして、不適切な保育の未然防止、働きやすい環境づくり等の実現を図る内容で策定している。中・長期事業計画は年2回、見直し・進捗状況を確認する機会が設けられており、理事会及び評議員会に報告するシステムが確立されている。			
I-3-（1）-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② ・ c
<コメント> 中・長期事業計画をふまえて、短期事業計画が策定されている。短期事業計画の骨子を令和6年度は8項目設定し、それぞれの項目に現状課題・具体的手段・責任者・スケジュール・令和6年度末の目標が明記されている。令和6年度末の目標について、年間20回のブログ掲載など、具体的な数値目標が明記されているところも見受けられるが、さらに実効性の高い取り組みとするために、到達水準を具体的に示すなど記載方法の工夫を期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画は、園長が職員と面談した際に、取り組みたい保育内容や改善課題の把握に努め、前年度の評価をふまえながら幹部職員と協議して策定している。策定後は職員に確認・周知を図り、根幹となる年度の行動目標については、日常的に目に触れることができる事務室に掲示して周知を図っている。今後は、事業計画の見直しを年度末に行っているが、半期にも一度進捗状況の確認の機会を設けられたい。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画に関わる内容については、入園式等の機会を捉えて園の保育で大切にしているものをわかりやすく口頭で伝えるようにしている。またアプリやホームページにも掲載されており、保護者はいつでも確認ができ、質問事項があれば個別に対応する仕組みがみられる。行事等のお知らせは園だよりに掲載し、アプリにより配信している。今後は、保護者への理解がさらに深まるよう、周知・説明方法の工夫を期待したい。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>不適切保育のセルフチェックを行い、職員自身で振り返る機会を設けて分析を行っている。また、保育内容についての振り返りは、クラス単位ばかりではなく、ベテラン・中堅・若手層などに分かれて行うこともあり、幅広い視点から考察を掘り下げる機会を設けている。話し合いの内容は、デバイスの共有フォルダーに保管され、全職員が閲覧できる環境にある。今後は、保育内容の質の向上をさらに目指すために、保護者へのアンケートの実施などの取り組みを期待したい。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前回の第三者評価結果を受けて課題の重要性・緊急性を勘案して、中期経営計画の策定、マニュアルの整備、業務の省力化など改善活動に取り組まれてきている。職員間で課題の共有化は図られてきているものの、実施状況の評価は不十分なところがあると園でも認識されており、今後は、よりPDCAサイクルを意識した改善活動を期待したい。</p>		

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、職員会議で園が目指している基本方針や方向性について、資料を作成して説明する機会を設けており、ホームページにおいても運営方針等を表明している。また、園長の役割と責任は明文化されて全職員への理解を図っており、園長不在時の主任への権限移譲についても明確にされている。避難訓練等の際には、園長が俯瞰的に職員の動きをチェックすることにより、園長不在時にも職員が的確な動きができるようにしている。</p>		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長は、遵守すべき法令や制度を正しく理解するために、各種会議や研修に参加している。また、知り得た情報は、職員会議等にて周知を図っている。保育・福祉サービスに従事するものとして守るべきものとして、内部研修にて全職員を対象に、ハラスメント・不適切保育・人権研修等を行い、理解を深めることができるように努めている。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 園長は、保育の質の向上を図るため、職員会議や個人面談、職員アンケートなどを実施するなどして職員に意見を求め課題の把握に努めている。保育室や園庭などの環境整備を積極的に進め、外国籍の方のために翻訳サービス導入、障害児のために障害児巡回指導を活用するなど、保育内容が園の目標達成に向けて展開されるよう推進している。保育士の保育観を大切にしており、現場職員の主体性を尊重して職員集団の成長を図っているが、保育の質の検証については、多角的な検証を期待したい。			
	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 園長は、業務の実効性を高めるために事務の効率化等を図ることで、職員の残業ゼロへの取り組みを推進している。情報通信技術(ITC)アプリの積極的活用、ノートパソコン・タブレットの整備、事務室の有効活用、ロボット掃除機を使用して室内環境を整えるなど、現場職員からの意見も取り入れながら実施している。ICT化を進めることにより、園の業務もペーパーレスが標準となり、印刷コストの削減や資料の検索が速いなどの効果もみられている。			

## II-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 人材確保にあたっては園が主体となり、大学や実習生、ハローワーク、就職フェアなどに参加している。内定者には、入職前に研修を兼ねて一定期間雇用して、スムーズに入職できるようにしている。また、残業ゼロを目指して業務内容の見直しをするなど、働きやすい職場環境づくりに努め、人材の定着を図っている。低年齢児のクラスには看護師が配置され、「たくましい体と心を育てる」という理念実現のために一翼を担っている。			
	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 望ましい保育士としての資質や態度については、マニュアルに明記し周知を図っている。また、キャリアアップに関する研修の受講を推進し、職員の自主的キャリアアップの取り組みに対しては評価するようにしている。今後は、職員のモチベーション向上・透明性確保という観点から、職務に関する成果を評価するための基準、役職への昇格等に関する人事基準を定めるなどの取り組みを期待したい。			
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 相談しやすい雰囲気づくりを心掛け、定期的な面談の機会を通して、職員の意向の把握に努めている。残業ゼロの目標は職員に浸透しており、クラスを超えて他のクラスの手伝いに入る体制もみられ、また有給休暇も取りやすい環境づくりに努めている。福利厚生については、休憩場所や健康維持・管理への補助の充実などが課題と認識されており、今後の取り組みを期待したい。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 園長は職員と個別面談を行い、問題意識等の確認、困りごとの相談に応じている。個別の目標は設定されているものの目標の進捗状況、達成度の評価までには至っていないのが現状である。園においても職員個々の育成が課題と認識されていることから、今後は、組織から期待されるレベルを勘案しながら目標を設定できるようにし、目標達成度の確認を行う仕組みづくりを期待したい。			

II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>外部研修については、今年度は新たな取り組みとして、職員の希望する研修に参加できるように配慮している。内部研修は、人権・ハラスメント・不適切保育・障害児保育等について臨時職員も含め原則全員参加で行われ、実施上の留意点もマニュアルに明記されている。キャリアアップに関する研修への参加は、原則、職員の自主性に任せている。今後は、研修の成果を評価し分析することを通して、次の研修計画の見直しに反映させていく仕組みを確立されたい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>研修参加への機会が偏らないように、園長が調整して配慮している。研修報告は、園で取り入れていきたいことや研修内容の評価を記載し、参加した研修テーマ等によって報告会を行うなどして、研修成果の共有を図っている。今後は、人材育成が不十分であるという意見も聞かれるため、新人職員をはじめ知識・経験年数に応じたOJTの実施やスーパーバイズの体制を充実されたい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生は、保育士・看護師を受け入れており、実習生受入マニュアルが整備され、受け入れの意義・基本的考え方・手順、助言指導の書き方等が明記されている。保育士の実習生については、全クラス（0歳児～5歳児）にて実習できるようにして実習効果を高めている。今後は、実習生受入マニュアルのさらなる活用を通して職員間の周知徹底を図り、指導上の差異を減らしてより実効性の高い実習指導となるように期待したい。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページやパンフレットなどを通して、理念や基本方針、保育内容などがイラストや写真等を活用して掲載されている。ホームページにおいては、英語でも表示できるようになっている。事業報告や決算報告、苦情解決、第三者評価結果もホームページに公開されている。また、第三者委員が理事会及び評議員会に出席し、運営面の情報についても把握・確認できるようにしている。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>会計士と顧問契約し、日常的な請求事務や会計処理など経営上のチェック体制を整備しており、小口現金や口座振替についても定められた手順により事務処理されている。また、職務分担表において、職務分担・権限が明確にされている。労務面については、社会保険労務士からも必要に応じて助言・指導を受けることができる体制にある。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域のイベントや子育てに関する情報があると掲示板やアプリなどを活用して、保護者に周知を図っている。コロナ禍だったということもあり、近隣の文化センターなどの地域施設を映画鑑賞などで利用したり、高齢者施設への訪問は行ってきているが、地域の人々との直接的な交流は控えてきている。子どもと地域との交流の機会については、防犯等の観点を勘案して検討中ではある。</p>		

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> ボランティアマニュアルを整備しており、受け入れの意義・手順・配慮等が記載されている。受け入れを積極的に行っていこうとする意向はみられるが、コロナ禍以降は、ボランティアに関する問い合わせも少ないのが現状である。学校の体験学習の受け入れについても、地域性により依頼はあまり見られないものの、学校教育に協力していこうとする意向はみられる。今後は、ボランティア・学生に対して必要な支援等について共通認識となるよう、職員へのマニュアルの浸透を図りたい。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との会議等に参加し、情報共有を図っている。障害のある子どもについては、必要に応じて関係機関から相談、助言等を受けるようにしている。病院関係のリストは、保護者にも必要に応じて案内ができるようマニュアルに明記している。今後は、関係機関との連携がスムーズに行えるよう必要なリスト等を整備され、職員への周知を図りたい。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育園の見学時や定期的に行う園庭開放の際に、機会を捉えて子育て等の相談に応じるようにしている。園長は、近隣小学校の評議委員を務め、小学校関係者・地域関係者との情報交換を行っている。また、障害児や外国籍の園児を多数受け入れており、保護者とのコミュニケーションを通して地域ニーズを把握するための一助となっている。今後は、さらに地域の福祉ニーズ等を把握するためにも、保育園において主体的に働きかける取り組みを期待したい。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 警察署員とともに交通安全運動や防犯対策の呼びかけ活動に参加し、地域の方々への啓発活動に取り組んでいる。また、郵便局やショッピングモールに園児の作品を展示し、地域コミュニティ活性化のため一端を担っている。今後は、把握したニーズにもとづき、無理のない程度で保育園として何が求められているかという観点から、公益的な事業・活動の検討をされていくことを期待したい。		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の保育理念には、子どもの人権や主体性を尊重することが明記されており、業務マニュアルにおいて遵守することができるよう具体例をあげてわかりやすく提示されている。権利擁護への学習機会については、外部研修に参加するだけでなく、子どもの人権侵害に関する報道等があれば情報を共有して話し合い、園の保育の状況の確認と振り返りを行っている。保護者に対しては、懇談会等の機会を捉えて、園の方針等を伝えるようにしている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>業務マニュアルには子どもの人権への配慮や、プライバシーの尊重と保護、性差にとらわれない保育が実践できるように、具体的な言葉使いや接し方が明記されている。おむつ交換や着替え、夏のシャワー時にはパーテーションやシェードを利用した目隠しが施される等、プライバシー保護への配慮を保育園全体の共通認識として行っている。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園を紹介するパンフレットは、イラストや写真を用いて子どもが見てもわかりやすく作成され、区役所等にも配置されている。ホームページでは、園の行事や保育の様子が職員ブログで紹介されている。入園希望者には見学会を実施して園の雰囲気の確認や、疑問や不安を少しでも解消できるように個別に時間をかけて丁寧に説明を行っている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園する子どもの保護者には、重要事項説明書を用いて、園で必要な費用や準備するものに対して同意を得ている。また、園との連絡ツールとなるアプリについても説明がなされている。外国籍の方等への説明に関しては、翻訳アプリを使用しているが、理解を促す取り組みとして十分ではないと認識されている。今後は、説明方法の配慮が必要とされる保護者に対しては、園としての手順や手法を検討して確立させることにより、どの職員でも対応できるようにされたい。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所等の変更にあたり、発達に心配のある子どもや近隣の学区に転居する子どもには、必要に応じて引継ぎ文書を作成している。また、退園した子どもや保護者に対しては、いつでも遊びに来園できる旨や、相談が可能であることを説明している。退園後についても、アプリを活用して行事への招待等を行う取り組みを検討している。退園後の相談窓口については、重要事項説明書への記載や退園時に文書を配付するなどの取り組みを検討されたい。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a · b · c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの主体性を尊重し、子どもが自分でやりたいことができる環境を作ることで、満足感を得られるように留意している。毎日の様子は、アプリや口頭で保護者と共有されており、要望などは日常のやりとりの機会で見えたり、クラス懇談会や個人懇談会で時間を設けて把握するようにしている。保護者の満足度を体系的に確認する取り組みとしては、不十分さは否めないため、行事や保育内容について、保護者がどのように感じているかという観点から、アンケート等の実施を検討されたい。</p>			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決責任者は園長、受付担当者は主任保育士とし、第三者委員については2名設置されており、重要事項説明書やホームページに明記されている。また、園の玄関の掲示板にて周知を図っている。苦情をはじめ意見や要望・相談等については、アプリを通して申出ができるようにしている。苦情について、対応策を講じてフィードバックする仕組みがあり、法人のホームページ上でも苦情内容や解決結果を公開しているが、園からも適時に公開できるよう公開方法の検討を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎日の送迎の機会やアプリを活用して、保護者からの相談・要望・意見等を述べやすい環境となるよう配慮している。相談事には多目的室等を利用して、プライバシーに配慮して個別に話ができるように努めている。今後は、意見箱の設置や要望・意見を把握するためのアンケート等を実施し、保護者の要望・意見を積極的に把握するための取り組みを充実させたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者からの相談や意見に対しては、園長又は主任保育士に報告され、クラスで対応すべきか、園全体で対応すべきなのかを検討している。また、内容・経過記録についてはアプリに入力され、職員間での共有を図り、保護者に対しては内容により個別あるいは全保護者にアプリを通して周知している。今後は、手順・対応方法を業務マニュアルに明記することで、さらに組織的で迅速な対応につなげられたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ヒヤリハットの作成や、通院を要するケガなどは事故報告書にまとめることにより、情報収集を行っている。ヒヤリハットは、毎日夕方に行われる連絡会で報告されて職員間で共有を図り、園長や主任も関わって改善策等が検討され、園全体で対策を講じている。今後は、組織的・継続的な要因分析を通して、より実効性の高い改善策を講じていくためにもリスクマネジメントを取りまとめる部署の設置、職員への勉強会の実施やマニュアルへの反映等につなげられたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>業務マニュアルには、感染症の対策や留意点、乳幼児突然死症候群への注意点等健康面に関わることや、外出時の事故やケガの対応方法についても、図解を交えながらわかりやすく明記されている。保護者に対しては、園内で流行っている病気を玄関の掲示板に掲示したり、アプリでプライバシーに留意しながら感染状況を配信することで感染拡大防止を図っている。マニュアルは定期的に見直しされ、また適宜連絡会等で感染症について共有を図っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>災害時の組織体制や対応方法、避難経路等について業務マニュアルに明記されている。園として災害時用の備蓄を備え、食料品関係は栄養士、日用品等は保育士が管理をしている。避難訓練は毎月実施し、警察署と連携した不審者対応、消防署からのアドバイスを得たうえでの実施、災害時伝言ダイヤルを使用した訓練等様々な想定で行われている。今後は、法人内をはじめ他福祉関係団体等との連携・応援体制の構築を検討されたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。				
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育についての標準的な実施方法は、人権への配慮、プライバシーの尊重・保護などの観点から業務マニュアルにまとめられ、保育中の言葉使いや接し方・保護者対応等多岐にわたっている。新規採用職員や中途採用職員には時間を設けて、業務マニュアルの中から抜粋した基本項目などを説明しているが、他の項目は各自で目を通すように声かけをするに留まっている。保育に困った時の抛り所にしようとする職員の意識はみられるが、さらに職員への理解を深める取り組みを検討されたい。</p>				
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>業務マニュアルは、毎年1回見直しが行われている。見直しにあたっては、職員それぞれが読み、日々活用して行く中で追加や変更が必要だと思ふ部分を洗い出し、主任保育士がその内容を集約して精査することにより、業務マニュアルの改訂につなげている。どの職員も必ず業務マニュアルに目を通すため職員の身近なものとなっている。保護者からのニーズは、反映できるようにしている。</p>				
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。				
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時には入園アンケートをもとに成育歴や発達状況を確認している。指導計画は乳児は個々に、幼児はクラス毎で毎月作成している。保育の5領域をふまえ、子どものできているところを確認しながら生活や発達を見通した指導計画となっている。今後は、発達上の課題のみられる子どもについては、アドバイスを受けることができるスーパーバイザーとの連携をさらに深め、計画に反映させるポイントを定めることにより、アセスメント手法の確立を図られたい。</p>				
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画は乳児・幼児ともに毎月評価と見直しを行っている。評価にあたっては、職員による意見交換ばかりではなく、家庭での様子や保護者の思いなども毎日保護者と話す機会を捉えて情報収集することにより、見直しのポイントとなるように努めている。週案等は、実状に合わせて柔軟に変更し、全クラスの指導計画は、アプリを通して職員間で共有を図っている。</p>				
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。				
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもや保護者対応に関する記録は、アプリにて入力されている。アプリにはパソコンやタブレットからアクセスでき、パスワードを持っている職員は確認をすることができる。アプリには入っていない会議録や連絡事項等はパソコンのワンドライブで共有され、いつでも確認できるシステムとなっている。記録方法のポイント等はマニュアルに明記されており、必要に応じて記載内容・書き方については上席職員が指導・助言を行っている。</p>				
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	Ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに関する記録の大半はアプリにて作成されており、アプリを閲覧・使用するパソコンやタブレットには職員個人のパスワードが必要となっている。緊急連絡先等の紙ベースの記録は、基本的に職員しか立ち入ることができない鍵のかかる事務所内の所定の棚で、園長を責任者とし適切に保管されている。</p>				

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人権や主体性を尊重し、豊かに愛情をもって接するという園の理念・基本方針をふまえ、子どもの発達にそって、家庭などの実態に応じた全体的な計画が策定されている。全体的な計画に基づき年間指導計画・月案・週案、また3歳未満児及び障害児には個別の指導計画が作成されている。全体的な計画については、保育に関わる職員が参画して作成し、評価を行い次期の計画に活かしている。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>築30年が経過した建物であるが古さを感じさせず、状況に合わせて環境整備を進めてきている。クッション性の床への張替え、床暖房の導入、感染症防止のため自動水栓の設置、子どもたちが退園後にロボット掃除機を活用して履き掃除・拭き清掃の徹底を図るなど、子どもがより快適に過ごせるよう取り組まれている。また、室温については常時子どもの高さで計測することをはじめ、湿度、採光などにも配慮されている。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>外国籍や発達障害などの特性を持つ子どもが一定数利用しているが、一人ひとりの子どもを受容し、その子どもの状況を職員間で情報共有し、子どもの個別の状態に応じた保育を展開している。保育者が不必要に制限または催促するような声かけを行わないようにし、子どもたちの自主性を尊重した保育を心掛けている。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの様子をさまざまな視点から把握するようにし、職員間で話し合いを進めながら無理強いすることなく、子どもたちが基本的な生活習慣を身につけることができるように保育を展開している。食事については、食べられる個人差を配慮し、苦手な食べ物でも手つかずにはせず、少量でも挑戦できるようにすすめている。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園庭やプールに日除けシートを設置し、厳しい酷暑の期間でも一日も欠かさずプールでの保育を行うなど戸外での遊びの機会を保障することにより、子どもの遊びが豊かになるような環境づくりに努めている。定期的に縦割り保育を実施して、異年齢児との関わりの機会を設けている。近隣の事業所とのふれあい活動などを通して、保育園以外で様々な人と関わる機会も設定している。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>月齢差の大きい0歳児であるが、それぞれの発達段階に応じた保育を展開できるように、個別のスペースを設定している。睡眠する子ども、おむつ替えをする子ども、遊ぶ子どもへの保育を同時に行っている。乳幼児突然死症候群防止のための睡眠チェックは15分置きに実施されているが、その合間も常時、子どもの様子を見守っている。保護者には、睡眠時間、授乳・離乳食量や子どもの様子などをアプリにて伝えている。</p>			

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1歳児では、かみつきや言葉の前に手が出る傾向や、2歳児ではイヤイヤ期の到来などに対応するため、安全に配慮した保育を展開している。また探索行動などが活発になる子どもの主体性を尊重している。各家庭との連携もアプリを通じて密に行って保護者の理解を得ながら、個別に作成された指導計画にそって保育の充実を図っている。</p>		
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが自らしてみようとする意欲を大切に、安心して挑戦できるように環境を整え、満足感や達成感が得られるように保育を展開している。具体的には、運動会において5歳児が竹馬を披露するが、その練習風景を4歳児・3歳児が見る機会を設けることにより憧れを持つようになり、来年は自分も乗れるように自然と努力するようになるなど、一年を見越した取り組みもみられる。各年齢に応じたねらいのもと、園全体として子どもの主体性の伸長に重きを置き取り組んでいる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>障害のある子どもについては、子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、子どもたち一人ひとりに応じた保育を展開できるように努めている。また、障害児保育についての外部研修に参加する機会を設けている。今後は、個別に対応できるよう保育環境の整備を検討されるとともに、関係機関と連携し障害のある子どもへの理解の促進を図るために情報共有や学習機会の充実などを図りたい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>クラスの集団は大きい、ゆったり過ごせるように工夫している。7時から18時50分までの保育時間を設定し、延長保育の場合には、子どもの様子をきめ細かく申し送りしている。特に夕方は子どもたちが疲れ、寂しさを感じる時間帯といえるため、保育者が密接に関わるよう留意している。軽食は提供していないが、おやつの特典でおにぎりやサンドイッチなど手作りのものを提供し、延長保育に限らず、帰宅後夕食までの子どもの生活リズムに配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所児童保育要録については、4歳児から記入し、5歳児担当保育者に引継ぎされ作成している。校区内の小学校とは就学が近づいてきた際に、相手校の担当者と詳細な申し送りを行っており、特に外国籍や障害児のケースについては、学校側が就学前の見学を積極的に受け入れてくれる環境にある。今後は、校区外との小学校とも同様の連携を図ることができるよう働きかけを期待したい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>看護師が中心となって、健康管理保健計画が作成され、年間目標や四半期ごとに保健目標が設定されている。業務マニュアルには子どもの健康管理に関して多岐に及ぶ事項が記載されている。保護者に対してもアプリを通じて、流行している感染症の情報などをタイムリーに提供し、理解を深めることができるよう努めている。乳幼児突然死症候群については入園時に各保護者に説明を行っている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>嘱託医による年2回の健康診断及び年1回の歯科検診を実施し、日頃から気になることなどはこの機会に相談するようにしている。その結果は職員間で周知徹底を図るとともに、結果一覧表を作成して結果によってその後の経過観察を行っている。また、必要に応じて保育に反映できるようマニュアルに対応方法の一例が掲載されている。保護者には書面にて結果を報告し、子どもの健康維持のために必要な受診・虫歯治療などを勧めている。歯科衛生士による歯磨き指導を取り入れている。</p>		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ③ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アレルギー疾患については、医師の診断・指示の元、保護者と話し合いアレルギー除去食を行っている。給食提供時には細心の注意を払い、調理時・調理後・配膳時・喫食直前の最低4度の声出しによるチェック体制を取るとともに、アレルギー疾患の子どもの席を色分けするなどの工夫も行っている。食事の状況等については、アプリを通じて保護者とも共有している。今後は、慢性疾患等についての理解を深める研修の機会を設け、さらに安心安全な保育が展開されることを期待したい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食に関して豊かな経験ができるように楽しく食べることを基本とし、栽培や調理活動などを通じて食への関心が深まるように取り組んでいる。子どもが食べられる量や食材には差異があるが、一人ひとりに合った量などの調整を配膳時に行い、苦手な食材を一口でも食べることにより、完食できたという達成感が持てるようにしている。また、たくさん食べられる子どもには食事のお替りにも対応しており、給食の写真は、毎日アプリにて保護者へ配信している。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	② ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>業務マニュアルに調理の心得、衛生管理の具体的な方法について明記されており、栄養士を中心に、食の安全な提供に努めている。また、季節感を取り入れた行事食の提供、子どもが自分たちで栽培・収穫した野菜を使っての食事作りを定期的に行うことにより食育の充実を図っている。さらに、常勤の看護師による、食中毒発生時を想定した対応マニュアルと体制が整備されている。</p>		
A-2 子育て支援		
		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では4年前にアプリを導入し、おたより帳をはじめ紙ベースの通信は廃止し、すべての保護者がタイムリーに園や子どもの様子を把握できるようにしている。記録する内容が、職員個々によって差異が出ないように、書き方の配慮や記載量について職員間で徹底を図り、保護者がわかりやすいように努めている。また、年1回のクラス懇談会、年2回の個人懇談会を通じて、直接保護者と面談して情報交換をすることにより、家庭との連携を図っている。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アプリを導入したことで、保護者とタイムリーな情報共有が図ることができており、保護者からの相談などの内容についても、職員間でも情報共有することができるように整備されている。また、保護者からの相談は、定期的な懇談会に限らず、日頃から送迎時などの機会を捉えて応じるようにして、不安を少しでも早く解消できるように努めている。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	② ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待の防止や対応については、業務マニュアルに明記しており、日頃から子どもの表情や体調、服装などに注意を払い、保護者とのやり取りの中から、少しの違和感でも察知するように努めている。必要に応じて園内で情報共有し、疑われる場合には児童相談所等に相談・報告するように徹底している。また、職員間で、虐待等権利侵害についての理解を深めるための取り組みとして、マニュアルに基づく研修を実施している。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a	・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育者が週案及び月案を振り返ることにより、職員間で改善に努めている。また、半年ごとに厚生労働省のセルフチェック表を用いて自己評価による振り返りを行っている。今後は、保育士一人ひとりの振り返りを、園全体での振り返りにつなげ、保育実践の改善や専門性の向上に活かしていく取り組みを期待したい。</p>			